
別紙 12 イベント出演契約

中華人民共和国法人●●●●有限公司（以下、「甲」という。）と日本国法人●●●●株式会社（以下、「乙」という。）は、乙所属タレントである●●●●（以下、「丙」という。）の甲主催のイベント（以下、「本イベント」という。）への出演に関して、以下の通りイベント出演契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

第1条（委託内容）

1. 本イベントの概要は以下[及び別紙企画書]の通りである。下記内容に変更が生じる可能性がある場合、甲は乙に直ちに報告し、その承認を得るものとする。

イベント名称

開催日時：

場所：

内容：

出演者：

2. 甲は乙に対し、丙に本イベントへ出演させる業務（以下、「本件業務」という。）を委託し、乙はこれを受託する。

第2条（支払い）

1. 甲は本契約に基づく丙の本イベント出演報酬として、金●●円（税込）を乙の指定する銀行口座に振り込みにて支払うものとする。振込手数料は甲の負担とする。
2. 前項の支払は、以下の期日で行われるものとする。
 - (1) 第1回：本契約締結後●●営業日以内に、金●●円。
 - (2) 第2回：本イベント終了後●●営業日以内に、金●●円。ただし、本イベントの実行の有無にかかわらず、●●年●●月●●日までに支払いがなされるものとする。
3. 中華人民共和国において賦課された税金は甲が納付し、かつ、納付証明を速やかに乙に提出するものとする。
4. 本条の支払いが期限通りに支払われない場合、1日遅延するごとに、甲は、遅延の対象となる金額の0.1%を、乙に対し違約金として支払う。
5. 別紙記載の本イベントの実施に関する一切の費用（丙の交通費、旅費、会場の使用料や機材費、設備費、制作費等を含まれるが、これらに限られない。）は、甲が全て負担する。

6. 乙の指定口座は以下の通りとする。

口座名義：●●●●

口座開設銀行：●●●●

支店名：●●●●

銀行口座番号：●●●●

銀行住所：●●●●

第3条（興行許可及びビザ）

1. 甲は、本イベントが本契約に定めた内容で実施できるよう、遅くとも●までに、本イベント興行に関して必要となる興行許可等関連する許認可（以下、「本件興行許認可等」という。）を全て、自己の責任及び費用の負担において、取得するものとする。
2. 本件興行許認可等取得に際して、乙は合理的に必要な協力を行うものとする。
3. 甲は、乙が本件業務を履行するために必要とされる丙及び関連スタッフのビザ取得に協力しなければならない（乙による本件興行許認可の提出等を含まれるが、これらに限らない。）。甲が当該協力義務を履行しない、又は履行を怠った場合、乙は本件業務の実施を拒否する権利を有し、かつ、甲に対していかなる違約責任を負う必要もない。

第4条（権利の帰属・利用許諾）

1. 丙の本イベントへの出演に伴い発生する著作権・著作隣接権並びに丙の肖像（写真、映像、電磁的記録を含む。）、氏名、芸名、略称、愛称、呼称、筆名、グループ名に関する権利（以下、総称して「本件著作権等」という。）は乙又は丙に帰属する。
2. 乙は甲に対し、本イベントを開催運営することを目的とし、本イベントの運営、宣伝、開催準備に必要な範囲で、乙が確認、承諾した内容において、本件著作権等の使用を非独占的に許諾する。甲が本件著作権等を本件業務遂行上必要な範囲内で利用することに関連して、乙は自ら著作者人格権その他の人格的権利を行使せず、また丙に行使させないものとする。

第5条（物販）

1. 甲は本イベントの会場に、丙に関する商品（以下「本商品」という。）の販売（以下、「物販」という。）を行うスペースを確保し、乙の要求により物販を行うスタッフを無料で提供するものとする。
2. 乙は、甲に対し、本商品に関する情報（リスト、販売価格、本イベント会場への到着予定日等。）を事前に通知するものとする。
3. 乙は物販の売上のうち●%を販売手数料として甲に支払うものとする。

第6条（宣伝）

1. 本イベントの宣伝は甲が担当する。
2. 本イベントのメディアへの露出、宣伝に使用する素材は乙が甲に提供した、又は乙が甲に許諾した素材のみを利用するものとする。
3. 本イベントのポスター製作に伴うデザイン等は、必ず甲が乙に対し確認を行い、乙が事前に承認したもののみ頒布可能とする。
4. 本イベントにおける宣伝活動に関する実施方法とスケジュールは、出演者の本イベント出演に影響を及ぼさないよう、甲は乙に詳細を提出し、事前に相談する。

第7条（チケット）

1. 本イベントのチケット制作（印刷含む。）及びチケット販売に関しては、甲が責任をもって行うものとする。
2. 本イベントのチケット販売売上に課せられた税金の支払いについては、甲の負担とする。
3. 本イベントの情報解禁日及びチケット販売開始日については、乙の事前承諾を得た上で、甲がこれを定めるものとする。

第8条（甲の義務）

1. 甲は本契約にしたがって乙に報酬を支払い、且つ本イベントの催行、宣伝、配信などに関わる事項について責任を持つ。
2. 甲は、丙のプライバシーを尊重する。甲は、全ての合理的な措置を取って丙のプライバシーに関わる情報を保護し、乙及び丙から事前に書面の同意を得た場合を除き、いかなる第三者に対しても、丙のプライバシーに関わる情報を開示してはならない。
3. 甲は、乙又は丙に不利益を与えるような言論を発表又は配布してはならない。
4. 甲は、本イベントの準備及び実行の過程において、乙丙に危害が生じないように、法令を遵守するとともに善良な管理者の注意をもって安全管理を行う。
5. 甲が本契約に基づき、丙の氏名、肖像又は関連情報を使用する場合、丙のイメージ及び名誉を尊重かつ維持しなければならず、これに悪い影響を与えてはならない。
6. . . .

第9条（乙の義務）

1. 乙は、本契約を履行する前提として、丙から必要十分な授權を取得することを保証する

-
2. 乙は、丙のスケジュールについて責任を持つ。丙が、本契約第1条に規定される内容を履行し、時間通り現場に到着し、甲の現場における本イベントの進行、撮影等関連作業に対して協力し、遅刻や早退することがないことを確保する。
 3. 乙は、本イベントにて丙の提供する実演、演出、言論等が、適用法令を遵守し、公序良俗に反せず、いかなる第三者の合法的な権益も侵害しないことを保証する。
 4. 乙は、本イベントの終了までの間、丙が、社会的に良好なイメージを遵守し、麻薬、賭博、酒気帯び運転等犯罪を行わず、且つこれらに関与しないことを保証する。
 5. . . .

第10条（授権証）

乙は、本イベント開催に必要な授権証を甲に対して発行する。授権証記載の事項と本契約の内容に矛盾がある場合、本契約の内容にしたがって解釈されるものとする。本イベントの終了後、甲は速やかに乙に授権証を返還しなければならない。

第11条（損害賠償）

甲及び乙は、本契約の履行に関し、相手方の責めに帰すべき事由により損害を被った場合は、相手方に対しその損害について、本件業務の報酬の限度内で賠償を請求することができる。

第12条（再委託）

1. 乙は、本業務の全部又は一部を、甲の事前の承諾を得ることなく、第三者に再委託することができる。
2. 乙は、再委託先となる第三者に対して、本契約に基づき乙が負う義務と同等の義務を課すものとする。

第13条（秘密保持）

甲及び乙は、相手方から提供を受けた技術上又は営業上その他商業上の情報については、第三者に対し、開示又は漏洩してはならないものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報についてはこの限りではない。

1. 秘密保持義務を負うことなく既に保有している情報
2. 相手方から提供を受けた情報によらず、独自に開発した情報
3. 秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
4. 本契約に違反することなく、かつ受領の前後を問わず公知となった情報
5. 開示することに関し、相手方より事前の書面による承諾があった情報

6. 法令により開示することが義務づけられた情報

第14条（契約解除）

1. 甲又は乙は、相手方が本契約で定める事項に違反し、当該違約当事者に対して15営業日の期間を定めて催告したが、当該違反が是正されなかった場合、違約当事者に対する書面による通知をもって本契約の一部又は全部の解除を行うことができる。
2. 甲又は乙は、相手方が次のいずれかに該当し、本契約の目的が実現できない場合、相手方に対する催告手続を要しないで、本契約を解除することができる。
 - (1) 債務超過、支払不能、破産、解散又はこれに類する状態となった場合
 - (2) 監督官庁より営業許可取消、営業停止処分を受け、又は、その他本契約の履行に必要な資格を取り消された場合
 - (3) 資本減少・合併・解散・営業の廃止又は営業の全部若しくは重要な一部の譲渡の決議を行い、その他資産・信用若しくは事業に重大な変更を生じた場合
3. 前項までの規定に基づく本契約の解除は、損害賠償の請求を妨げない。

第15条（不可抗力）

甲及び乙は、地震、台風、水害、火災、戦争、感染症の流行その他の予見不能で、かつその発生及び結果を防止又は回避することができない不可抗力によって発生した、本契約の義務（金銭支払い義務を除く。）の履行不能又は履行の遅延については、違約責任を負わないものとする。甲又は乙は、かかる不可抗力により、本契約の義務の履行不能又は履行の遅延に陥った場合、その旨を遅滞なく相手方に通知するものとし、甲及び乙は、対応を誠実に協議するものとする。

第16条（権利義務等の譲渡禁止）

甲及び乙は、相手方の事前の書面による承諾なく、本契約の契約上の地位を第三者に承継させ、あるいは本契約から生じる権利義務の全部又は一部を第三者に譲渡し若しくは引き受けさせ又は担保に供してはならない。

第17条（通知）

本契約に関連して各当事者が行う通知は、郵便、ファクス、電子メールによるものとし、相手方の以下の住所に行うものとする。

甲：

《住所を記入》

《ファックス番号を記入》

《E-mail アドレスを記入》

乙：

《住所を記入》

《ファックス番号を記入》

《E-mail アドレスを記入》

第 18 条（準拠法）

本契約の締結、効力、解釈、履行及び紛争の解決は、中華人民共和国の法律を適用する。

第 19 条（紛争解決）

本契約の関連する一切の紛争は、甲乙の協議により解決するものとし、協議により解決できない場合には、関係仲裁機関に対し仲裁を申し立てるものとする。この場合において、甲が被申立人となる場合は、中華人民共和国北京市にある中国国際経済貿易仲裁委員会により、仲裁申立時における当該委員会の有効な仲裁規則に基づき仲裁を行うものとする。乙が被申立人となる場合は、一般社団法人日本商事仲裁協会により、その商事仲裁規則に基づき、日本国東京都において仲裁を行うものとする。いずれの場合も、仲裁判断は終局的なものであり、全ての仲裁の当事者に対して拘束力を有する。

第 20 条（言語）

本契約は、日本語にて作成されるものとする。本契約の中国語訳が作成され、本契約と中国語訳との間で解釈に齟齬が生じた場合、日本語版を優先する。

本契約の締結を証するため本契約書を日本語及び中国語訳により各 2 通作成し、甲乙署名捺印のうえ、各自各 1 通ずつを保有する。

甲：●●●●有限公司

住所：

法定代表者署名：

捺印：

日付：

乙：●●●●株式会社

住所：

法定代表者署名：

捺印：

日付：

[中文]

中华人民共和国法人●●●●有限公司（以下称“甲方”）与日本国法人●●●●株式会社（以下称“乙方”），就乙方艺人●●●●（以下称“丙方”）参加甲方主办的活动（以下称“本活动”）之相关事宜，按照如下条款，签订本活动演出合同（以下称“本合同”）。

第1条（委托内容）

1. 本活动的概要如下述内容（及附件计划书）所示。下述内容可能发生变更的，甲方应立即向乙方进行报告并取得乙方的同意。

活动名称：

举办时间：

地点：

内容：

演出人员：

2. 甲方将邀请丙方参加本活动之业务（以下称“本业务”）委托给乙方，乙方接受该委托。

第2条（付款）

1. 甲方应按照本合同规定，将丙方参加本活动的演出报酬，金额为●日元（含税），汇款至乙方指定的银行账户以进行支付。汇款手续费由甲方承担。
2. 前一款规定的汇款，应按照下述日期进行。
 - (1) 第1次：本合同签订后●个工作日内，金额为●日元；
 - (2) 第2次：本活动结束后●个工作日内，金额为●日元。但是，无论本活动是否实际举办，甲方均应于●年●月●日之前进行汇款。
3. 甲方应缴纳在中华人民共和国内征收的税金，并及时向乙方提交完税证明。
4. 本条规定的款项未按期支付的，每延迟1天，甲方应按照延迟支付金额的0.1%，向乙方支付违约金。
5. 附件规定的与举办本活动相关的一切费用（包括但不限于丙方的交通费、差旅费、场地使用费及器材费、设备费、制作费等）全部由甲方承担。
6. 乙方指定的银行账户如下：

账户名称：●●●●

开户银行：●●●●

分行名称：●●●●

银行账号：●●●●

银行地址：●●●●

第3条（举办许可与签证）

1. 为使本活动能够按照本合同规定的内容举办，甲方最晚应于●之前，自负全部责任与费用，取得为举办本活动所需的举办许可等全部相关许可（以下称“本举办许可等”）。
2. 乙方应在合理范围内对本举办许可等的取得给予必要的协助。
3. 甲方须协助乙方为丙方以及相关工作人员取得实施本业务所需的签证（包括但不限于向乙方提供本举办许可等）。甲方未履行或怠于履行该协助义务的，乙方有权拒绝实施本业务，且无需向甲方承担任何违约责任。

第4条（权利归属与使用许可）

1. 丙方因参加本活动而产生的著作权、著作邻接权以及丙方的肖像（包括照片、视频、电磁记录）、姓名、艺名、简称、昵称、称呼、笔名、组合名称相关的权利（以下统称“本著作权等”），归属于乙方或丙方。
2. 乙方非独占性地许可甲方为举办与运营本活动之目的，在本活动的运营、宣传、举办准备的必要范围内，于经乙方确认并同意之处使用本著作权等。就甲方为完成本业务在必要范围内对本著作权等的使用，乙方不得自行行使著作人身权或其他人身权利，亦不得让丙方行使。

第5条（商品销售）

1. 甲方应确保在本活动的举办会场为丙方相关商品（以下称“本商品”）的销售（以下称“商品销售”）提供销售场地，并应根据乙方的要求免费配备商品销售人员。
2. 乙方应事先将本商品的相关信息（清单、销售价格、预计送达本活动会场的日期等）通知给甲方。
3. 乙方将商品销售的销售额的●%作为销售手续费支付给甲方。

第6条（宣传）

1. 本活动的宣传由甲方负责。
2. 本活动的媒体曝光、宣传仅可使用乙方向甲方提供的或乙方同意甲方使用的素材。

-
3. 就本活动的海报制作相关的设计等，甲方必须向乙方进行确认，非经乙方事先同意不得发布。
 4. 就本活动的宣传活动相关的实施方法和日程，甲方应将其详细内容提交给乙方，并与乙方进行事先协商，避免影响演出人员参加本活动。

第7条（门票）

1. 本活动的门票制作（包括印刷）及门票销售相关事宜，均由甲方负责实施。
2. 本活动的门票销售所产生的税金由甲方承担、支付。
3. 本活动的信息发布日及门票销售开始日，由甲方取得乙方事先同意后予以确定。

第8条（甲方义务）

1. 甲方根据本合同向乙方支付报酬，并对本活动的举办、宣传、播放等相关事项负责。
2. 甲方尊重丙方的隐私。甲方应采取一切合理的措施保护丙方的个人隐私，除事先取得乙方及丙方的书面同意以外，不得向任何第三方披露丙方的个人隐私。
3. 甲方不得发表或发布对乙方或丙方不利的言论。
4. 甲方在本活动的准备和实施过程中，应在遵守法律法规的同时，尽善良管理人之注意义务进行安全管理，避免对乙方或丙方造成危害。
5. 甲方根据本合同使用丙方的姓名、肖像或相关信息时的，必须尊重并维护丙方的形象和名誉，不得对丙方造成不良影响。
6. ……

第9条（乙方义务）

1. 作为履行本合同的前提，乙方保证自丙方处取得必要充分的授权。
2. 乙方对丙方的日程负责。丙方应履行本合同第1条规定的内容，按时到达现场，协助甲方在现场进行本活动的举办、录制等相关事项，并确保不迟到早退。
3. 乙方保证在本活动中丙方提供的现场表演、演出、言论等遵守法律法规，不违背公序良俗，不侵害任何第三方的合法权益。
4. 乙方保证截止至本活动结束之前的期限内，丙方保持良好的社会形象，不从事或参与吸毒、赌博、酒后驾驶等犯罪行为。
5. ……

第10条（授权书）

乙方向甲方出具举办本活动所需的授权书。授权书记载的事项与本合同的内容相矛盾的，应按照本合同的内容进行解释。本活动结束后，甲方应立即将授权书返还给乙方。

第 11 条（损害赔偿）

甲方或乙方就本合同之履行，因应归责于对方当事人之事由而遭受损害的，有权就其遭受的损害，在本业务报酬的限度内，要求对方当事人予以赔偿。

第 12 条（转委托）

1. 乙方有权不经甲方事先同意，将本业务的全部或部分转委托给第三方。
2. 乙方应让接受转委托的第三方，承担本合同项下与乙方义务同等的义务。

第 13 条（保密）

甲方或乙方均不得将自对方当事人处取得的技术信息、经营信息或其他商业信息向第三方进行披露或泄露。但是，符合以下各项任意一项的信息，不在此限：

1. 己方无需承担保密义务而已持有的信息；
2. 与对方当事人提供的信息无关的，独自开发的信息；
3. 自不承担保密义务的第三方处合法取得的信息；
4. 不论接收前后，不因己方违约而为公众知悉的信息；
5. 就披露相关事宜取得对方当事人事先书面同意的信息；
6. 根据法律法规规定负有披露义务的信息。

第 14 条（合同解除）

1. 对方当事人违反本合同项下规定，虽经甲方或乙方催告要求该违约方当事人在 15 个工作日内予以纠正，但该违约行为仍未被纠正的，甲方或乙方均有权在向该违约方当事人发出书面通知后，解除本合同的全部或部分。
2. 对方当事人有下述情形之一导致本合同目的无法实现的，甲方或乙方均有权不经催告该对方当事人，而解除本合同：
 - (1) 发生资不抵债、支付不能、破产、解散或与此类似的情况的；
 - (2) 被监管机关吊销营业执照、遭受监管机关的停业处分，或者被监管机关吊销其他履行本合同所需资质的；
 - (3) 作出减少注册资本、合并、解散、终止经营或者转让全部或部分重要业务之决议，或者其他资产、信用、业务发生重大变更的。
3. 根据前两款的规定解除本合同的，不对损害赔偿的请求造成妨碍。

第 15 条（不可抗力）

甲方或乙方因地震、台风、水灾、火灾、战争、传染病的流行或其他无法预见，且其发生或结果无法防止或无法避免的不可抗力事由，陷入本合同义务（金钱支付义务除外）之履行不能或迟延履行，不承担违约责任。甲方或乙方因该等不可抗力事由，陷入本合同义务之履行不能或迟延履行的，应立即将该情况通知对方当事人，且甲乙双方应诚信协商应对措施。

第 16 条（禁止转让权利义务等）

未经对方当事人事先书面同意，甲方或乙方均不得将本合同项下其合同当事人地位继受给第三方，或者将本合同项下权利义务的全部或部分转让给第三方或让第三方承担、或为第三方提供担保。

第 17 条（通知）

各方当事人应以邮政、传真、电子邮件的形式，向对方当事人的以下住所地址发送与本合同有关的通知。

甲方：

【填写地址】

【填写传真号码】

【填写电子邮箱】

乙方：

【填写地址】

【填写传真号码】

【填写电子邮箱】

第 18 条（准据法）

本合同的签订、效力、解释、履行及争议解决，适用中华人民共和国法律。

第 19 条（争议解决）

与本合同有关的一切争议，由甲乙双方协商解决。经协商无法解决的，应向有关仲裁机构申请仲裁。该等情况下，甲方为被申请人的，应由位于中华人民共和国北京市的中国国际经济贸易仲裁委员会，根据提交仲裁申请时该仲裁委员会有效的仲裁规则进行仲裁。乙方为被申

请人的，应由一般社团法人日本商事仲裁协会根据其商事仲裁规则，在日本国东京都进行仲裁。无论何种情况，仲裁裁决均为终局裁决，对所有仲裁当事人均具约束力。

第 20 条（语言）

本合同用日文制作。同时制作中文译本，当日文合同与中文译本的解释不一致时，以日文版优先。

为证明本合同之订立，本合同分别制作日文合同与中文译本各 2 份，甲乙双方签字并盖章后，各执日文合同 1 份、中文译本 1 份。

甲方：●●●●有限公司

住所：

法定代表人签字：

盖章：

日期：

乙方：●●●●株式会社

住所：

法定代表人签字：

盖章：

日期：